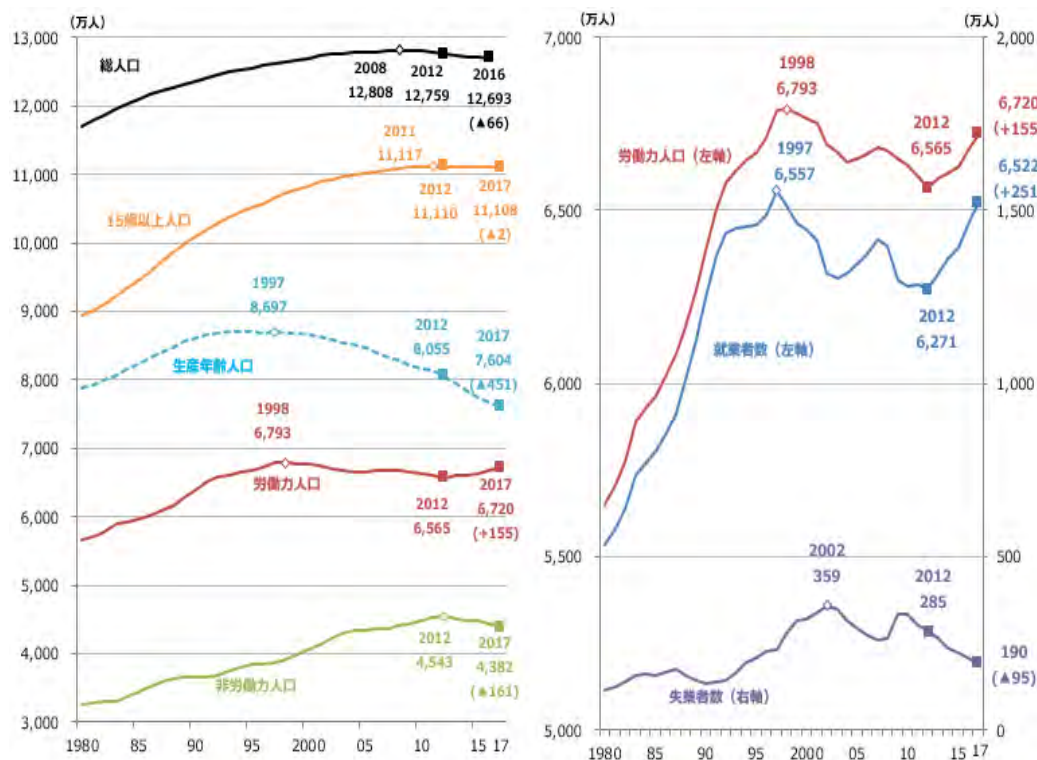


参 考 資 料

経済社会における構造の変化①

人口動態と労働力人口

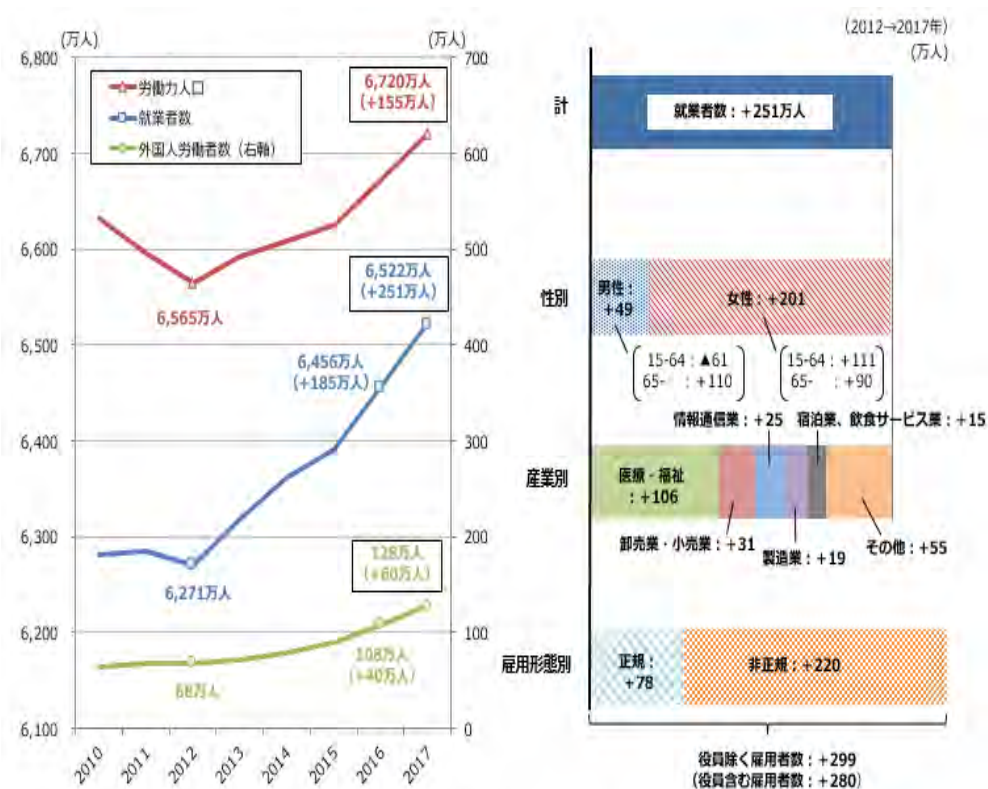
- 少子高齢化の進展により、生産年齢人口は大きく減少してきているが、働く意思を有する労働力人口は、2012年以降増加している。



※カッコ内は2012年から2017年（総人口は2012年から2016年）の増減数。
出典：総務省「労働力調査（基本集計、2002年以降の就業者数は詳細集計）」「人口推計（補間補正人口）」

就業者数増加の内訳

- 女性と高齢者の就業者数が増加している。



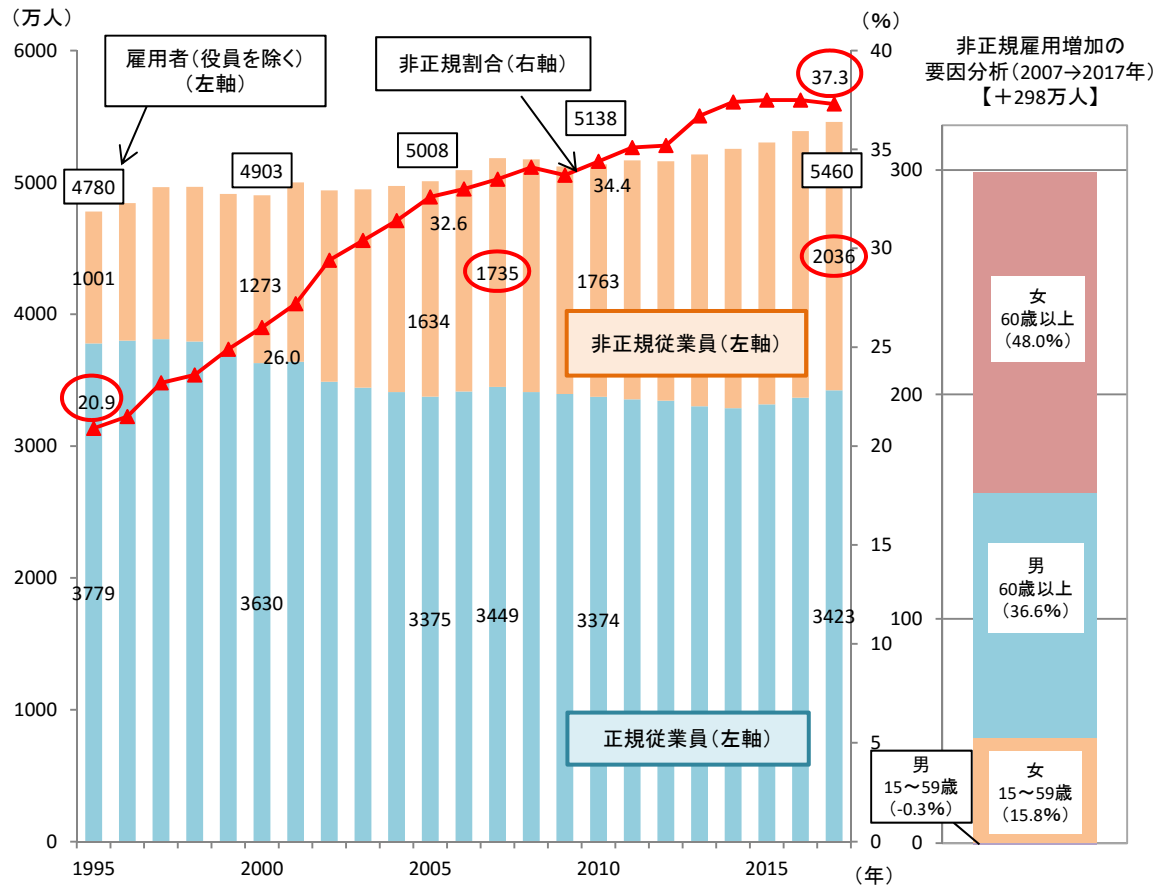
※カッコ内は、2012年からの増加数。
出典：総務省「労働力調査（労働力人口は基本集計、就業者数は詳細集計）」、厚生労働省「外国人雇用状況」

出典：総務省「労働力調査（詳細集計、産業別は基本集計）」

経済社会における構造の変化②

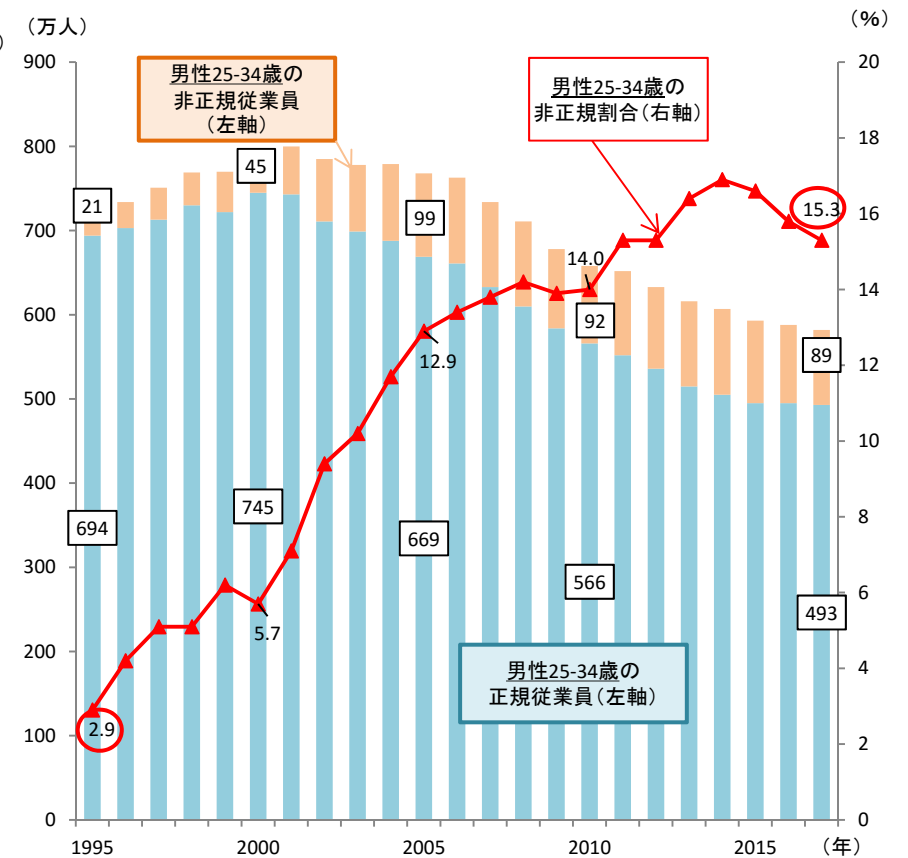
正規・非正規雇用者数の推移

- 雇用者数が増加傾向にある中で、非正規雇用比率は上昇傾向にある。
- 近年の非正規雇用者数の増加のほとんどは、60歳以上の男女と59歳以下の女性。



正規・非正規雇用者数の推移(男性25-34歳)

- 若年男性については、人口減もあり減少傾向にある中で、非正規雇用者が概ね増加傾向。

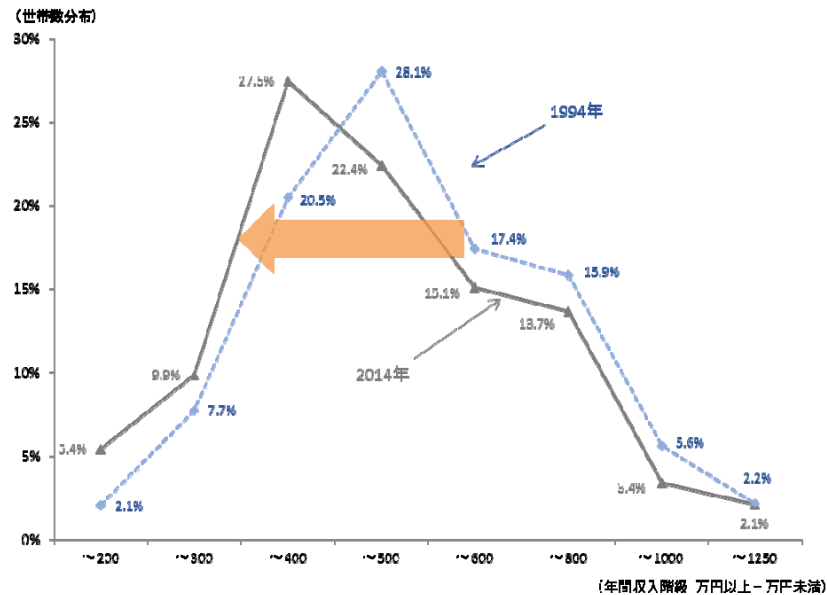


(出所) 左図、右図: 2001年以前は「労働力調査特別調査」、2002年以降は「労働力調査(詳細集計)総数」
中央図: 「労働力調査(詳細集計)5歳階級」

経済社会における構造の変化③

年間収入階級別の世帯数分布の推移(若年世帯)

○ 若年世帯においては収入が全体的に低下。



(出所) 総務省「全国消費実態調査」
 (注1) 二人以上の世帯(世帯主の年齢が30歳未満)。
 (注2) 若年世帯の年間収入階級1250万円以上については割合が少ないことから省略している。

働き方の多様化の進展

- かつては、「学校卒業後、1つの会社で定年まで勤めあげ、年金生活に入る」といったライフコースが典型的であったが、
 - ・ 特定の企業や組織に属さず、専門分野の能力等を活かして、フリーランスとして、業務単位で仕事を請け負う
 - ・ 会社員が平日の夜や週末の時間を活かして副業として事業の立ち上げを行い、事業が軌道に乗ったところで独立する
 - ・ 子育てをしながら会社員時代に培ったスキルを活かして在宅で仕事を請け負う
 - ・ 高齢者が、長年培った能力や経験を活かし、業務単位の仕事の請負や起業支援等の活躍をするなど、働き方の多様化が進展。
- 「働き方改革実行計画」においては、「安倍内閣は、一人ひとりの意思や能力、そして置かれた個々の事情に応じた、多様で柔軟な働き方を選択可能とする社会を追求する」こととされている。



社会保障・税一体改革による社会保障の充実

※ 消費税引上げによる増収分は、全て社会保障の充実・安定化に回ることとなっており、基礎年金国庫負担割合の1/2への恒久的引上げ等*による社会保障の安定化のほか、以下の社会保障の充実を予定している。

子ども・子育て

○子ども・子育て支援の充実(待機児童の解消などの量的拡充と質の向上)

- ・子ども・子育て支援新制度の実施による、幼児教育・保育と地域の子ども・子育て支援の総合的推進・充実
- ・「待機児童解消加速化プラン」の実施
- ・社会的養護の充実

など

0.7兆円程度

医療・介護

○医療・介護サービスの提供体制改革

①病床の機能分化・連携、在宅医療の推進等

- ・病床の機能分化と連携を進め、発症から入院、回復期(リハビリ)、退院までの流れをスムーズにしていくことで、早期の在宅・社会復帰を可能にする。
- ・在宅医療・介護を推進し、地域での生活の継続を支える。
- ・医師、看護師等の医療従事者を確保する。

(新たな財政支援制度の創設、診療報酬に係る適切な対応の在り方の検討・必要な措置)

②地域包括ケアシステムの構築

介護が必要になっても住み慣れた地域で暮らせるよう、介護・医療・予防・生活支援・住まいが一体的に提供される地域包括ケアシステムを構築するため、以下の取組を行う。

- i) 医療と介護の連携、ii) 生活支援・介護予防の基盤整備
- iii) 認知症施策、iv) 地域の実情に応じた要支援者への支援の見直し
- v) マンパワーの確保等

など

○難病、小児慢性特定疾病に係る公平かつ安定的な制度の確立

○医療・介護保険制度の改革

①医療保険制度の財政基盤の安定化

- ・低所得者が多く加入する国民健康保険への財政支援の拡充(国民健康保険の保険者、運営等の在り方に関する改革の前提として行われる財政支援の拡充を含む)
- ・協会けんぽに対する国庫補助

②保険料に係る国民の負担に関する公平の確保

- ・国民健康保険等の低所得者保険料軽減措置の拡充
- ・後期高齢者支援金の全面総報酬割の導入

③保険給付の対象となる療養の範囲の適正化等

- ・低所得者に配慮しつつ行う高額療養費の見直し
- ・医療提供施設相互間の機能の分担や在宅療養との公平の観点からの外来・入院に関する給付の見直し

④介護給付の重点化・効率化

- ・一定以上の所得を有する者の利用者負担の見直し

⑤介護保険の一号保険料の低所得者軽減強化

など

1.5兆円程度

※充実と重点化・効率化を併せて実施

年金

○現行制度の改善

- ・低所得高齢者・障害者等への福祉的給付
- ・受給資格期間の短縮
- ・遺族年金の父子家庭への拡大

0.6兆円程度

* 2017年度時点では、3.2兆円程度の見込み。

(注) 上記の表は、消費税増収分を活用した社会保障の充実について、公費に影響のあるものについて整理したものである。

所要額(公費※)合計 = 2.8兆円程度

※ 消費税財源(平年度ベース)

新しい経済政策パッケージ 人づくり革命の概要(平成29年12月8日閣議決定)

人づくり革命

1. 幼児教育の無償化

- ・ 3歳から5歳までの全ての子どもたちの幼稚園、保育所、認定こども園の費用を無償化。
- ・ 0歳～2歳児についても、当面、住民税非課税世帯を対象として無償化。
- ・ 幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲等については、専門家の声も反映する検討の場を設け、保育の必要性及び公平性の観点から、来年夏までに結論を出す。

2. 待機児童の解消

- ・ 「子育て安心プラン」を前倒しし、2020年度末までに32万人分の受け皿を整備。
- ・ 保育士の確保や他産業との賃金格差を踏まえた処遇改善に更に取り組む(今年度の人勧に伴う引上げに加え、2019年4月から更に1%(月3000円相当)の賃金引上げ)。

3. 高等教育の無償化

- ・ 所得が低い家庭の子どもたち、真に必要な子どもたちに限って高等教育の無償化を実現。このため、授業料の減免措置の拡充と併せ、給付型奨学金の支給額を大幅に増やす。
 - ー 住民税非課税世帯の子どもたちに対しては、国立大学の場合はその授業料を免除。また、私立大学の場合は、国立大学の授業料に加え、私立大学の平均授業料の水準を勘案した一定額を加算。1年生に対しては、入学金についても、免除。

- ー 給付型奨学金については、支援を受けた学生が学業に専念できるようにするため、学生生活を送るのに必要な生活費を賄えるような措置を講じる。
- ー 全体として支援の崖・谷間が生じないように、住民税非課税世帯に準ずる世帯の子どもたちについても、住民税非課税世帯の子どもたちに対する支援措置に準じた支援を段階的に行う。
- ・ 支援対象者の要件や支援措置の対象となる大学等の要件を設ける。

4. 私立高等学校の授業料の実質無償化

- ・ 年収590万円未満世帯を対象とした私立高等学校授業料の実質無償化については、
 - ー 消費税使途変更による、現行制度・予算の見直しにより活用が可能となる財源をまず確保。
 - ー その上で、消費税使途変更後の2020年度までに、現行制度の平年度化等に伴い確保される財源など、引き続き、政府全体として安定的な財源を確保しつつ、実質無償化を実現。

5. 介護人材の処遇改善

- ・ 勤続年数10年以上の介護福祉士について月額平均8万円相当の処遇改善を行うことを算定根拠に、公費1000億円程度を投じ、処遇改善を行う(障害福祉人材についても、同様の処遇改善を行う)。

幼児教育、高等教育における今後の支援について

経済財政運営と改革の基本方針2018

(平成30年6月15日閣議決定)

第2章 力強い経済成長の実現に向けた重点的な取組

1. 人づくり革命の実現と拡大

(略)

「人づくり革命」では、第一に、幼児教育無償化を一気に加速する。3歳から5歳までの全ての子供たちの幼稚園、保育所、認定こども園の費用を無償化する。加えて、幼稚園、保育所、認定こども園以外についても、保育の必要性があると認定された子供を対象として無償化する。0歳から2歳児については、待機児童解消の取組と併せて、住民税非課税世帯を対象として無償化を進める。

(略)

第三に、真に支援が必要な、所得が低い家庭の子供たちに限って、大学などの高等教育無償化を実現する。住民税非課税世帯の子供たちについて、授業料の減免措置を拡充するとともに、学生生活を送るのに必要な生活費を賄えるよう、給付型奨学金を拡充する。これに準ずる世帯の子供たちについても、支援の崖が生じないように、必要な支援を段階的に行う。

(略)

第五に、家庭の経済状況にかかわらず、幅広く教育を受けられるようにする観点から、年収590万円未満世帯を対象とした私立高等学校授業料の実質無償化を実現する。

(略)

人づくり革命基本構想

(平成30年6月 人生100年時代構想会議)

第3章 高等教育の無償化

我が国では、低所得者層における大学進学率が低く、経済格差が教育格差を生むことが危惧されている。貧困の連鎖を断ち切り、格差の固定化を防ぐため、どんなに貧しい家庭に育っても、意欲さえあれば専門学校、大学に進学できる社会へと変革することが急務である。所得が低い家庭の子供たち、真に必要な子供たちに限って、高等教育の無償化を実現する。この具体的措置については、次のとおりとする。

(略)